

平成27年3月24日

特定商取引法違反の通信販売事業者に対する 指示処分について

消費者庁は、危険ドラッグ等の通信販売を行っていたサイトの運営業者に対し、本日、公示送達により、違反行為の是正を指示しました。

なお、国（消費者庁）による、特定商取引法の行政処分を公示送達によって行うことは初めてとなるものです。

- 消費者庁は、危険ドラッグ等の通信販売を行っていた以下の5サイトの運営業者に対し、本日、公示送達により、特定商取引法第14条第1項の規定に基づき、違反行為の是正を指示しました。

サイト名	サイトURL
ラブサルビア	http://www.love-salvia.com
サルビアディビノラムストア	http://www.salvia-divinorum-store.com
サルビアBC	http://www.salvia-bc.com
ベストサルビア	http://www.best-salvia.com
スイートリーブス	http://www.sweetleaves.ca

【指示の内容】

通信販売に係る商品の販売条件について広告をするときは、①販売業者の氏名又は名称、②販売業者の住所、③販売業者の電話番号、④販売業者の代表者又は通信販売に関する業務の責任者の氏名を正しく表示すること。（5サイト共通）

- 認定した違反行為は、①販売業者の氏名又は名称の表示不備、②販売業者の住所の表示不備、③販売業者の電話番号の表示不備、④販売業者の代表者又は通信販売に関する業務の責任者氏名の表示不備です。（5サイト共通）
- 処分の詳細は、別紙のとおりです。
- なお、本件は、消費者庁が裁判所に民法第98条第1項の規定に基づく公示送達の申立を行い、処分したものです。

【本報道発表の内容自体に関するお問合せ先】

消費者庁取引対策課 電話 03-3507-8800

【特定商取引法上の表示義務（事業者名、住所、電話番号等の表示義務）違反のおそれのある危険ドラッグの通信販売サイトに関する御相談窓口】

消費者庁から権限委任を受けて消費者庁とともに特定商取引法を執行している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御相談ください。

北海道経済産業局消費者相談室	電話	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室		022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室		048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室		052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室		06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室		082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室		087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室		092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098-862-4373

本件事業者らに対する行政処分の概要

1. 事業者の概要

(1) 名称(サイト名) :

- ① ラブサルビア
- ② サルビアディビノラムストア
- ③ サルビアBC
- ④ ベストサルビア
- ⑤ スイートリーブス

(2) 所在地 : 不明

(3) 設立 : 不明

(4) 取引類型 : 通信販売

(5) 取扱商品 : 「ハーブ」、「パウダー」等の名称が付けられた危険ドラッグ、
アダルトグッズ等

2. 取引の概要

「ラブサルビア」、「サルビアディビノラムストア」、「サルビアBC」、「ベストサルビア」及び「スイートリーブス」を運営する事業者(以下「本件事業者ら」という。)は、危険ドラッグ等を販売するウェブサイトを運営していました。

3. 行政処分(指示)の内容(5サイト共通)

特定商取引に関する法律(以下「法」という。)第2条第2項に規定する通信販売に関する業務のうち、次の事項を遵守すること。

- (1) 通信販売に係る商品の販売条件について広告をするときは、販売業者の氏名又は名称を表示すること。
- (2) 通信販売に係る商品の販売条件について広告をするときは、販売業者の住所を表示すること。
- (3) 通信販売に係る商品の販売条件について広告をするときは、販売業者の電話番号を表示すること。
- (4) 通信販売に係る商品の販売条件について広告をするときは、販売業者の代表者又は通信販売に関する業務の責任者の氏名を表示すること。

4. 指示の原因となる事実（5サイト共通）

本件事業者らは、以下のとおり、法に違反する行為を行っており、通信販売に係る取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがあると認められた。

（1）販売業者の氏名又は名称の表示不備（法第11条第5号、省令第8条第1号）

本件事業者らは、通信販売に係る本件商品販売の広告をするに当たり、販売業者の氏名又は名称について表示していなかった。

（2）販売業者の住所の表示不備（法第11条第5号、省令第8条第1号）

本件事業者らは、通信販売に係る本件商品販売の広告をするに当たり、販売業者の住所について表示していなかった。

（3）販売業者の電話番号の表示不備（法第11条第5号、省令第8条第1号）

本件事業者らは、通信販売に係る本件商品販売の広告をするに当たり、販売業者の電話番号について表示していなかった。

（4）販売業者の代表者又は通信販売に関する業務の責任者氏名の表示不備（法第11条第5号、省令第8条第2号）

本件事業者らは、通信販売に係る本件商品販売の広告をするに当たり、販売業者の代表者又は通信販売に関する業務の責任者の氏名について表示していなかった。